

## ○学校法人立命館情報システムの利用および運用管理に関わる基本規程

### (目的)

第1条 この規程は、適切な情報システムの利用および運用管理のために必要な事項を定めることにより本法人の情報資産を保全および活用することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、「情報システム」とは、情報処理および情報ネットワークに係わるシステムで、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 本法人が所有し、または管理するもの
- (2) 本法人または本法人に所属する者と本法人以外の者との契約、覚書、協定等にもとづき本法人における業務のために提供されるもの
- (3) 本法人の情報ネットワークに接続されるもの

### (情報システムの利用基本方針)

第3条 情報システムの利用者は、第1条の目的のため、情報システムを適切に利用しなければならない。

### (情報システムの運用管理基本方針)

第4条 情報システムを運用管理する者は、第1条の目的のため、機密性、完全性および可用性を維持して情報システムを運用管理しなければならない。

### (規程の制定)

第5条 この規程で定めるもののほか、前2条で定める基本方針を実現するために必要な事項は、学校法人立命館情報システム利用規程および学校法人立命館情報システム運用管理規程の定めるところによる。

### (法人統括責任者の設置)

第6条 情報システムの利用および運用管理に関する統括責任者として、法人統括責任者をおく。

2 法人統括責任者は、学術情報を担当する副総長とする。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

### 附則

この規程は、2017年6月21日から施行する。